

昭和47年第3回富野湾市議会臨時会分議録

7月20日(第1日目)

午前10時8分開議

午後3時48分散会

出席議員(20名)

- |     |           |     |            |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1番  | 伊 佐 穂次郎   | 2番  | 新 徳吉       |
| 3番  | 大 川 正 雄   | 4番  | 天 久 盛 雄    |
| 5番  | 宮 成 正 光   | 7番  | 宮 成 仁 政    |
| 8番  | 又 吉 正 弘   | 9番  | 宮 里 敏 行    |
| 10番 | 比 嘉 守 盛   | 12番 | 崎 間 正 真    |
| 13番 | 棚 原 豊 信   | 14番 | 仲 村 春 信    |
| 15番 | 山 本 朝 保   | 16番 | 武 新 行 男    |
| 17番 | 多和田 真 一   | 18番 | 大 川 早      |
| 19番 | 玉 那 覇 行 昭 | 20番 | 伊 佐 雅 仁    |
| 21番 | 比 嘉 美 光   | 22番 | 古 波 蔵 清 次郎 |

欠席議員 なし

議事説明員

- |     |           |         |           |
|-----|-----------|---------|-----------|
| 市長  | 崎 間 健 一 郎 | 即 決 課 長 | 沢 岷 安 一   |
| 収入課 | 吳 屋 好 永   | 緑 部 課 長 | 多 和 田 真 一 |
| 建設部 | 新 垣 信 栄   | 消 防 課 長 | 大 成 仁 幸   |
| 財政課 | 玉 成 盛 一   | 社 会 課 長 | 比 嘉 盛 光   |

議会事務局出席者

- |     |           |     |         |
|-----|-----------|-----|---------|
| 事務局 | 長 末 吉 健 男 | 庶務課 | 長 照 屋 毅 |
| 議事課 | 長 新 築 真 由 | 書 記 | 仲 村 春 雄 |
| 書 記 | 比 嘉 定 治   |     |         |

議事日程(第1号)

昭和47年7月20日(木曜)

日程第1 会議録署名議員の指名について

〃 2 会期の決定について

〃 3 議案第112号 宜野湾市下水道事業特別会計条例について

〃 4 議案第113号 昭和47年度宜野湾市下水道事業特別会計予算について

〃 5 議案第114号 昭和47年度宜野湾市一般会計補正予算

〃 6 会期の延長について

議長  
只今より第3回 宜野湾市議会臨時会を  
開会いたします。

直ちに今日の会議を開きます。  
今日の日程はお手元に配布してあります議  
事日程表第1号の通り進めて参ります。  
(午前10時8分)

議長  
休憩いたします(午前10時8分)  
再開いたします(午前10時10分)

議長  
日程第1 会議録署名議員の指名を行  
います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条  
の規定により議長において、7番の宮城仁  
政君、16番の武新行男君を指名いたし  
ます。

議長  
日程第2 会期の決定にかつてを議題と  
いたします。会期は本日1日といたします  
と思っております。これに異議ございませんか。

議長  
ご異議ございませんか。左様決定を  
いたします。

議長

日程第3議案第112号宜野湾市下水道事業特別会計条例について、日程第4議案第113号昭和47年度宜野湾市下水道事業特別会計予算についてを一括上程いたします。

議長

兩案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

建設部長

ご説明申し上げます。議案第112号宜野湾市下水道事業特別会計条例について、宜野湾市下水道事業特別会計条例は次の通り制定する。昭和47年7月20日提出、宜野湾市長。本条例は先程助役さんからご説明がございまして、自治法の209条の第2項の規定によりまして、特別会計の設置を有ということにございまして、条例は2条からなっております。歳入歳出予算。本件につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金、或いは借入金及び附属諸収入をもって、歳出を以て事業費、借入償還金及び利子、一時金の利子等の他の諸支出金をもって、その歳出とする。この2条からなる特別会計条例でございまして、附則としてしましては、交付の日から施行する。ということにございまして、よろしく御

審議のほどを願ひ申し上げます。

次に議案第113号 昭和47年度宜野湾市  
 下水道事業特別会計予算、本件につきまして  
 しても条例に基づきまして計上いたしてご  
 ざいます。昭和47年度宜野湾市下水道事  
 業特別会計予算は次の定めるところにお  
 歳入歳出予算第1条 歳入歳出予算の総  
 額は歳入歳出予算それぞれ209,460,400円  
 でございます。

順を追って、ご説明申し上げますと  
 こちらに提案は予算の通り提案の説明は  
 書いてございませぬが、先ず4ページ、使用  
 料及び手数料、この件は是非下水道工事  
 が来月一杯で終了するので、強要開始  
 をせんといかんという事で、今その調査に  
 当たっておりますが、この件につきまして  
 一応費用を存置してございませぬ。

次に2款の国庫支出金、これは下水道事業  
 の繰事業が125,000,000円 そのうち10分の  
 4の補助でございませぬ。別冊に特別会  
 計予算に関する説明書の中で詳しくは書  
 いてございませぬ。

3款県支出金、これは現在大謝名二  
 工区、それから大山1工区、2工区、伊佐  
 3区、の5工区の県支出金でございます。  
 これも同じように一般会計の方から組み  
 がえてこちらの方に持ってきてあります。

4款繰入金 先程助役さんからご説  
 明がなされたかと思っておりますが、88,650,000円

を一般会計から繰り入れ頂きます。下水道事業の円滑な運営をはかろうとこのこととさせていただきます。

次に5款の諸収入は、これも一応強要開始の件もございませうので、この項目存置してさせていただきます。

6款の市債この方が22,100,000円計で209,460,000円となっております。

次に歳出の方でございませうが、総務費の方で11,452,000円、この件は主なるものが下水道課の職員が11人ございませうので、一応11人の給料、職員手当、共済費、旅費、需費等を総務費、備品購入費負担金、補助金というふうに予算は組んでさせていただきます。

第2款の施設費は主に下水道工事関係の予算を全部計上してさせていただきます。これが194,745,000円ということになっております。

次に3款公債費につきましては、前年度借入れた元金の償還金とか、或いは、利子償還金等を計上してさせていただきます。

次に4款諸支出金の中には財産取得費もございませうが、来年度の下水道区域内にこれは着天同一区の方でございませうが、ポンプ場の用地購入費ということも一般会計の方から組んでさせていただきます。

次に5款、予備費が、198,000円ということになってさせていただきます。以上簡単にご説明申上り、ごましますけれどもよろしくご審

議のほどお頼い申し上げます。なお、質疑  
がございましては、お答へ申し上げたと思  
いますので、以上説明といたします。

議長  
本案に対する質疑を許します。

議長  
休憩いたします（午前10時20分）  
再開いたします（ 10時40分）

議長  
議案第112号と議案第113号の両案につ  
きましては、質疑の段階を継続審議と  
していただきますと思いますが、ご異議ござ  
いますせんか。

議長  
ご異議ありませんので、左様決定いた  
します。

議長  
日程第5 議案第114号 昭和47年度宜野  
湾市一般会計補正予算を上程いたします。

議長  
本案に対する理事者の趣旨説明を求め  
ます。

.....

助 段

議案第114号についてご説明申し上げます。今回、一般会計の補正につきましては、先きに御説明申し上げましたように、今日、下水道関係につきましては、特別会計を設置して、整理しなげりや「かな」ということで、当初予算で下水道関係の予算を含まれてございまして、この部分を特別会計設置に伴う分を差し引きまして、減額補正し、なお、この起債のこの件については特別会計の方に移しまして、起債の補正も行なっております。

なお、それから一般会計の当初予算に計上もれがございまして、老人福祉関係の敬老祝金の予算計上のものがございまして、これを計上し、なお、今回、復帰に伴う中部老人連合会の企画によりますところの本土研修費を補助したという追加がございまして、以上のような内容で補正を提案いたしてある訳でございます。

～以下議案朗読につき省略～

助 段

それからご説明申し上げますが、一般会計からの補正減は、120,216,000円、それから今回設置されますところの特別会計は、209,460,000円という金額になります。数字が差がありますのは、一般会計



がらの繰出金が28,650,000円をござります  
ので、それが一般会計にはダブル数字に  
なりますので、なおそれから既執行までに  
執行した分は、当然へってありますので、  
そういう数字の相異がござりまして、数字は  
それだけの差が出てありますので、以上を  
説明を終わります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

休憩いたします（午前10時50分）

再開いたします（午後10時51分）

4番

下水道との関連予算でありますので、  
一応両方関連して、質疑をやりたいと思  
っておりますが、下水道の補助金関係が  
当初予算に組む時案とその特別会計に  
移す時案にあきまわりの補助金の割合  
は変わっておりますかどうかが。

建設部長

この当初予算との何も変わりません。

4番

それから国が4割、県が4割ですか。

.....

建設部長

これは国庫補助が10分の4、そして地方  
税の中で特別交付金が10分の3、という  
ことになって。

4番

これは県というところですね。この交付金とい  
うのは。

建設部長

県にはありません。

4番

国ですか。

建設部長

やはり国ですね。

4番

県の補助というものはありますか。

建設部長

県の補助はありますか。

4番

はい、その予算上の県補助金という  
は、どういうことですか。

建設部長

はい。これは、72年度のトリ時代の予算からUSCAR資金をございまして、県補助金ということで。

4番

県補助金として、今は4割の国庫補助金が計上されておるのであって、残り3割というのは、交付金の形で来るということば間違いない訳ですか。この分は、どこに計上されておりますか。

建設部長

これは、地方交付税の中に入りますので、一応一般財源の中に入れてあります。

4番

その場合にこれだけの10分の3というのは、当然繰出すということですが、この88,650,000円というのは、その3割の中ですか。

建設部長

そうですね。88,650,000円の中に入ります。37,500,000円が含まれて3割です。

4番

約50,000,000円というのは、市の負担ということができますか。

建設部長

88,650,000 円のうち 37,500,000 円が地方交付税による交付金であり、残った額が 22,100,000 円が起債と。

女 審

起債の分は、一般会計で償還する訳ですか。

建設部長

特別会計で償還いたします。

女 審

総予算に対する市としては、3割を負担しなければ、いかんということですね。4割が国、3割が交付金の形で来る、残りの3割が市町村負担ということですか。

建設部長

そういうことです。

女 審

この中の予算で本市が負担すべき額は、いくらになっていきますか。

建設部長

はい、申し上げます。14,837,000 円、これは工事のみでございます。

建設部長

はい、申し上げます。14,837,000円の中は工事のみでございます。その外は職員費。

〆番

事務的経費は市町村負担ですか。

建設部長

事務的経費についても750,000円の補助がござります。特別会計予算に関する説明書の2ページの方に書いております。

〆番

そうならばですね。一応は、この中に当初予算でなかった分がこの特別会計に当たって新しく事務的経費或いは事務費が多くなった分もござりますか。

そっくり一般会計に計上された分がそのまま7月31日未執行分以外は計上されたという事ですか。新しいものは、どこどこですか。その予算書によるところの新しい支出の方は。

建設部長

新しい支出と申し上げますても時間外等が一応8月去った補正予算のときを勘案しまして、8月から来年の3月までの時間外手当。

〃 着

事業においては変わりはない訳ですね。

建設部長

はい、ありません。

〃 着

旅費の方は、特別旅費というのは、これは、新しいものですか。

建設部長

いや、去った議会で補正。

〃 着

更正の段階で、いや、そっくりそのままのありを移したということですね。

建設部長

そうですね。

〃 着

特別会計を持つに当りましての下水道の計画として、宜野湾市の下水道計画というのは、まとめておられる訳ですか。

建設部長

下水道計画はもう既に認可済みでございますので、一応12年計画で。

4番

12ヶ月ですかね。本質はこれはあまり解りませんが、その資料の人がありましたら提供できますか。

建設部長

提供できます。

4番

以上です。

議長

休憩いたします(午前11時)

再開いたします(11時11分)

12番

7ページの19節 補助費 老人福祉視察のようですか。200,000円の80名補助しますと、これにのりますと ~~3000~~ /人、100,000円ずつの旅費という事でですか。

経済民生部長

お答えいたします。そういうことでございます。

12番

老人福祉の方から予算の要求資料は手元に届いておられますか。これにのりますと旅費が55,000円と、これは(聴取不能)の

よろしくおしらせとも、東京から那覇までの航空賃を入れても81,700円と私の計算では足りませんが、お宅のものは100,000円の80%ということは、どういふものであつかうか。

### 経済民生部長

これはできぬ。かかみ文がゼロックスで済ませんできたので、要綱と日程しかお配りしてありませんけれども、一応この旅費の中に入れておくれ。宿泊費の4日間、その分は費用に含まれておくと、結局この計算にしておくと、概算100,000円は1人かかるんだというふうにして、1人100,000円ずつの2人分ということから200,000円の中、都老連からの予算計上の方の要請がありまして、私共としては、これはどうもこのまま認める課にはいかならぬので、一応80%が適当だろうということから大体中部地区80,000円ずつが適当じゃなにかというふうにご話し合ひもされておるので、そのふうにしていく課でございます。

### 12番

この4日間は施設内に宿泊するということですか、団体ですか。

### 経済民生部長

だからその場合でいい、1,000円はいいし2,000円、値段はわかるかも知らん、とはつきりしただけ



額は解らぬという事です。

12番

(かし、センターの方が集金するものは、帰りの運賃を入れても80,000円としたい款  
ですね。そうするのに対して100,000円計  
上と、

経済民生部長

だからそういう個人が出来る費用ですね。  
4日間のそういうものを含めて100,000円の算  
予算を要求してはどうか。

12番

多すぎはしませんか。

経済民生部長

その辺は多いかどうか問題なんですね。  
水ども全額負担して上げたという事を  
出来る水ども。しかし1人80,000円は適当  
じゃないうことか計上してある款で  
ござります。

12番

これは市の老人福祉クラブからは出ない  
でしょう。

経済民生部長

残りの金は、個人の方が負担するよう。

でございます。

12番

市のクラブ費からは出ないですね。

経済民生部長

出ないようです。

9番

関連性がありまので、先き即後さんが説明がなりました、一般会計からの繰出しのものと、新設された下水道特別会計の予算との差額の算はよく解っておりますけれども、下水道予算の12ページと一般会計予算の9ページをご覧になって頂きたい。

職員給与の方は、出た金と新設された特別会計も同額でございませけれども、職員手当の方は2,000,000円に対して、

4,800,000円というふうになっておりませけれども、当初の事業計画と或いは又、人件費等、運用等にかつた変動があるのか、ご説明願いたいと思っております。

もう一回申し上げます。一般会計補正予算の9ページの中に職員手当は、1,998,000円約2,000,000、下水道予算の一般管理費の中の3節職員手当、4,800,000、2,000,000と4,800,000、約2,800,000の差がございませけれども、どういた理由で、こういうふう

な差額がでてきたが。

建設部長

お答之申し上げます。当初予算の場合  
は、職員の新規採用を平均給与を以て  
してあったようでありませう。従って、復帰  
後、職員のベースアップ或いは定期昇給  
等がございまして、二つに。

9番

部長さん給与は変りはない訳です。給  
与も変われば職員手当も変わるの当然  
な事です。給与は何も変りはない訳でし  
ょう。

建設部長

はい、給与は、その分はたすね。下水道  
の現給の給与を総務費の中から全部  
取りまして、時間外等につきましては、各  
職員個人々の給料を平均時給を全部  
出して、その平均 475円かける5人  
かける44時間かける9ヶ月ということ  
で時間外は今後、来年3月までは補正  
ないものとして、計上してある訳です。

9番

何かまだあつさりしませんけど、執行当  
局、あつさりしていきませうか。給与の額が変  
われば、それに依りて時間外手当関係全

部変っていくんです。職取った金は同じ額であるのに職員手当だけどうして、2,800,000もふえるかと。

議長

休憩いたします（午前11時21分）

再開いたします（午前11時42分）

議長

午前の日程はこれで終わります。午後は2時から再開いたします。

議長

休憩いたします（午前11時43分）

再開いたします（午後3時45分）

只今から午後の本会議を開きます。

日程6の会期の延長についてを議題といたします。

本日の日程に議案が審査不可能になりまされたので、一応会期を延長したいと思っておりますが、外にご意見ございせんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長

ご異議ありせんので、会期を延長することに決定をいたします。

なお、会期のつきましたは、3日間、22日

再び延長いたします。  
 次の本会議は7月22日の土曜日午前  
 10時から再び本会議を開きます。  
 本日は大変ご苦勞さんでありました。

議長～散会(午後3時48分)